

災害に強い新庁舎

地盤改良(砂杭)：敷地内に砂杭を設置することにより、液状化による地盤沈下を防ぎ、防災拠点としての機能を維持します。

免震装置：免震装置を設置することで、大地震でも建物の揺れを大幅に低減し、建物や設備などへの損傷を防ぎ、災害対策の司令塔としての機能を維持します。

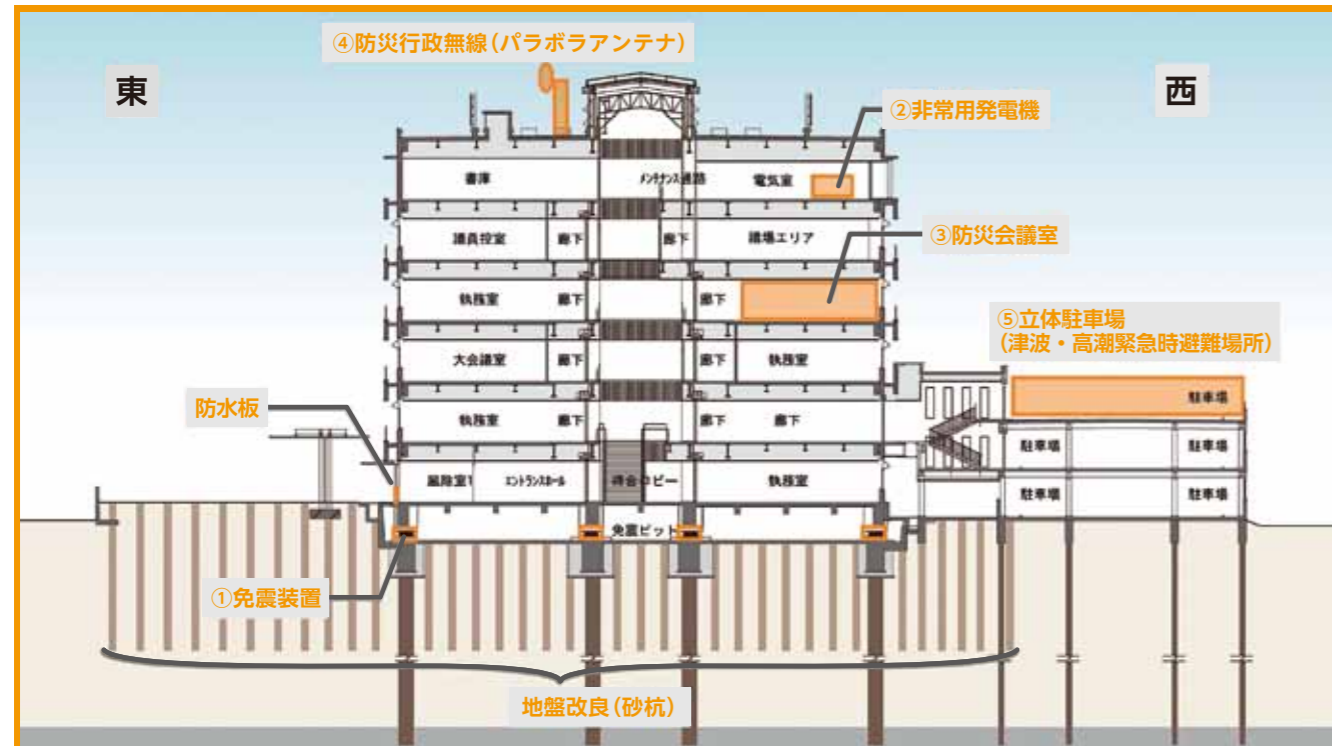
非常用発電機：3日間の電気供給が可能となる燃料オイルタンクを装備した非常用発電機を設置し、防災拠点の機能を維持します。

防災会議室：市の災害対策本部が設置され、国・県などとの連携、被災状況の情報収集など、災害緊急情報を一元的に把握することで、迅速な避難情報の発信、応急対策、復旧復興対策の拠点となります。

防災行政無線：愛知県防災行政無線は、複数の通信を備え、県と市町村との無線網を構築しています。災害時には、県から通信統制を行うことにより県内の市町村に一齐に緊急通報を伝達し、災害現場の状況をいち早く把握するなど、災害対策に大きく貢献します。

立体駐車場：3階は、「津波・高潮緊急時避難場所」に指定、災害時の避難場所として避難が可能です。

防水板：1階出入口には、地盤の嵩上げに加え防水板を設置し、出入口からの浸水を防ぎます。



新庁舎建設事業に係る

損害賠償請求住民訴訟の判決について

平成 30 年 2 月 26 日 (事件番号:平成 30 年 (行ウ) 第 26 号) および平成 30 年 4 月 16 日 (事件番号:平成 30 年 (行ウ) 第 46 号) に弥富市民 3 名 (2 件とも同一人) が原告となり、弥富市長に対し新庁舎建設事業の事業用地取得に関する損害賠償請求住民訴訟が名古屋地方裁判所に提起されておりましたが、令和 2 年 7 月 22 日に 2 件の訴訟について名古屋地方裁判所から判決が言い渡されましたのでご報告いたします。

第 26 号事件

判決主文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

訴えの内容

- 1 市が、事業用地の買収に際し、代替地として鑑定評価額を下回る価格で市有地を売却したことは違法である。
- 2 代替地の売却に対する議決は地方自治法に定める議決とは認められない。
- 3 市は、売却した代替地内の地中埋設物の撤去費用として、撤去費用相当分の市有地を譲渡したが、地中埋設物は有用なものであり撤去費用を負担する必要はなかった。
- 4 市有地を撤去費用の支払い手段とすることについての議決は、地方自治法に定める議決とは認められない。

判決の要旨

- 1 市有地を鑑定評価額を下回る価格で売却する必要性やこれに至る経緯などを総合考慮すると本件売買契約は市長の裁量権の範囲を逸脱し又これを乱用するものとはいえず、違法とは言えない。
 - 2 市議会の審査経緯に照らせば、代替地を減額して譲渡する必要性および妥当性について審議されたと評価でき地方自治法に定める議会の議決があったといえることができる。
 - 3 市が地中埋設物の撤去費用を負担する必要がなかったということとはできず、かえってその必要があったというべきである。
 - 4 市議会において、代物弁済契約を行う必要性や妥当性が審議されたといえることができ、本件議決は、地方自治法に定める議会の議決があったといえることができる。
- 以上のことから、主文のとおり原告らの請求をいずれも棄却するとの判決でした。

第 46 号事件

判決主文

- 1 本件訴えを却下する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

訴えの内容

- 1 市は、売却した代替地内の地中埋設物の撤去費用として、撤去費用相当分の市有地を譲渡したが、地中埋設物は有用なものであり撤去費用を負担する必要はなかった。

判決の要旨

- 1 本件訴訟における住民監査請求は、第 26 号事件における住民監査請求と同一の財務会計上の行為を対象としており、本件住民監査請求は不適法なものであり、本件訴訟は遅くとも平成 30 年 2 月 26 日第 26 号事件から 30 日の出訴期間内に提訴されなければならず、平成 30 年 4 月 16 日に提訴された本件訴訟は提訴期間の遵守を欠くものであり、不適法として却下を免れない。よって、主文とおり本件訴えは却下されました。

以上、2 件の訴訟はいずれも原告の訴えを退ける判決であり、原告らは控訴しなかったため、判決は確定いたしました。